

み ど り お う ち が た
水土里ネット邑知潟



案山子作り（羽咋市釜屋町）

羽咋市釜屋町の遊休農地に地元住民10人でつくる「K-rainbow(ケーレインボー)」が案山子を設置し、道行く人を楽しませています。材料を各自で持ち寄り、仕事の丁寧さ、クオリティーの高さをモットーに今年は「キツネの嫁入り」をテーマに、3組の結婚式を表現しています。集落に続く市道沿いの田んぼに設置してあるので、評判が広がり、案山子目当てで田んぼを訪れる住民も多数います。

協賛：邑知潟土地改良区釜屋管理区



理事長
山本 泰夫

理事長挨拶

日頃より邑知潟土地改良区の運営、各種事業の推進、農業水利施設管理等に対し、組合員並びに関係各位のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

農業の生産効率を高める為の農地の基盤整備は基より、地震・集中豪雨等の自然災害を防ぐため、農業用ため池、水利施設等の耐震対策、洪水被害防止等の防災減災対策、施設の計画的な整備補修による長寿命化対策等を進めなければなりません。しかしながら、農村を取り巻く環境は都心部に先駆け高齢化や人口減少が進んでおり、農業従事者の高齢化、担い手不足、農家減少により農業水利施設等の維持管理に支障が生じる等、課題が山積みし、地域活力の低下も懸念されています。加えて農業農村だけでなく、社会にも多大な影響が生じているコロナ感染症が一日でも早く終息することを願ってやみません。

このような状況の中で、農村地域の持つ魅力や多面的機能の発揮を通して、農村地域の活性化を図り、「水」「土」そして「里」を守り、貴重な財産として次世代に引き継いで行くことが重要な責務と考えています。

令和4年度は土地改良施設維持管理適正化事業として大町用水機、不動用水遠隔監視設備工事、県営事業として老朽ため池整備事業、神子原ダム（R3～R7年度）、農業水路等長寿命化防災減災事業として邑知潟潮止水門及び排水機場整備事業（R4～R6年度）等を行います。

結びに組合員皆様の期待に添えるよう、国・県・市町・各種団体と連携を深めながら、役職員一同職務に邁進する所存です。

今後共、なお一層のご指導ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第33回 邑知潟土地改良区通常総代会

3月5日邑知潟土地改良区通常総代会は、新型コロナウイルス感染症対策として、土地改良法31条により書面または代理人議決を活用し、総代会を開催しました。

出席者は、理事15名、監事4名、総代67名（実出席者3名、書面議決64名）で、コスモアイル羽咋において、第1号～第10号議案が上程され審議の結果、原案通り可決されました。



◆通常総代会で可決された議案は次のとおりです。

第1号議案	令和4年度事業計画の議決について
第2号議案	// 一般会計収支予算の議決について
第3号議案	// 特別会計収支予算の議決について
第4号議案	// 特別会計管理委託施設収支予算の議決について
第5号議案	// 賦課金の賦課徴収方法及びその時期の議決について
第6号議案	// 一時借入金の最高限度額及びその方法の議決について
第7号議案	// 金銭預入先金融機関の議決について
第8号議案	// 役員の報酬について
第9号議案	邑知湯土地改良区定款変更の議決について
第10号議案	邑知湯土地改良区規約、細則、規程の変更及び追加の議決について

令和4年度 予算報告書

●一般会計収支予算

収入の部 172,104,000円 (単位:円)

款	項	予算額
1	土地改良事業収入	39,373,000
2	附帯事業収入	172,000
3	補助金等収入	18,640,000
4	交付金収入	6,800,000
5	業務受託料収入	31,240,000
6	雑収入	85,000
7	借入金収入	4,401,000
8	基本財産取崩収入	2,000
9	特定資産取崩収入	687,000
10	繰越金	14,000,000
11	子浦川防災溜池管理区	14,854,000
12	羽咋町管理区	3,657,000
13	一ノ宮管理区	335,000
14	千石管理区	661,000
15	余喜管理区	1,252,000
16	釜屋管理区	12,188,000
17	柳田管理区	8,183,000
18	千路管理区	4,809,000
19	鹿島路管理区	8,582,000
20	八ヶ用水管理区	2,183,000
収入合計		172,104,000

支出の部 172,104,000円 (単位:円)

款	項	予算額
1	土地改良事業費支出	51,995,000
2	一般管理費支出	29,158,000
3	土地改良事業負担金支出	24,101,000
4	借入金返済支出	301,000
5	支払利息	131,000
6	固定資産取得支出	5,402,000
7	基本財産積立支出	2,301,000
8	特定資産積立支出	1,511,000
9	予備費	500,000
10	子浦川防災溜池管理区	14,854,000
11	羽咋町管理区	3,657,000
12	一ノ宮管理区	335,000
13	千石管理区	661,000
14	余喜管理区	1,252,000
15	釜屋管理区	12,188,000
16	柳田管理区	8,183,000
17	千路管理区	4,809,000
18	鹿島路管理区	8,582,000
19	八ヶ用水管理区	2,183,000
支出合計		172,104,000

令和3年度 事業報告

● 土地改良施設維持管理適正化事業（補助率 国：30% 県：30% 市：20%）

① 金丸出用水機場補修工事（2,502千円）



(工 事 中)



(工 事 中)



(完 成)

② 栗ノ保用水機場補修工事（4,004千円）



(工 事 中)



(工 事 中)



(完 成)

● 農地耕作条件改善事業（補助率 国：55% 県：14% 市：13%）

※但し、同事業を実施する場合、農地中間管理機構への加入が必要

① 本江用水機場（本江第2）補修工事（4,510千円）



(工 事 中)



(工 事 中)



(完 成)

② 子浦川（五千石頭首工）遠隔監視設備工事（6,512千円）



(五千石頭首工・カメラ)



(ダム隧道・カメラ)



(五千石頭首工・撮影状況)

令和4年度 邑知湯水土里ネットワーク

令和4年度 多面的機能支払交付金 割当予算額（農地割・宅地割・河川割・ため池割）

地区	町会・区	農地維持支払	資源向上支払	地区	町会・区	農地維持支払	資源向上支払	地区	町会・区	農地維持支払	資源向上支払
邑知	飯山町	425,000	6,217,000	粟ノ保	新保町	1,172,000	2,143,000	鹿島路・越路野・釜屋	鹿島路町	2,078,000	3,706,000
	宇土野町	475,000			栗生町	786,000			千路町	1,881,000	
	白瀬・上白瀬町	734,000			粟原町	450,000			柳田町	2,578,000	
	福水町	502,000			土橋町	1,241,000			上中山町	387,000	
	中川町	730,000			立開町	530,000			釜屋町	1,056,000	
	千代町	658,000			兵庫町	852,000			計	7,980,000	
	垣内田町	354,000			計	5,031,000			羽咋市農林水産課	9,124,000	
	四町	759,000			一ノ宮町	471,000		鳥獣害対策	2,500,000		
	上江町	459,000			寺家町	598,000		干拓地	3,500,000		
	千田町	1,180,000		滝町	1,211,000	環境保全	2,000,000				
	川井町	1,627,000		柴垣町	2,205,000	羽咋市 計	82,956,000				
	本江区	200,000		滝谷町	435,000						
	本江町	741,000		計	4,920,000	正部谷	1,330,000				
	若部町	918,000		富永・旧羽咋町	3,195,000	中能登町 計	1,330,000				
	寺境町	507,000				羽咋町	541,000	志雄	4,140,000		
	尾長・尾長出町	1,718,000				羽咋町第一生産	109,000			二口区	828,000
	志々見町	742,000				若草町	50,000			子浦区	1,371,000
	堀替新町	764,000				東川原町	74,000			菅原区	2,398,000
	菱分町	931,000				的場町	69,000			吉野屋区	544,000
	計	14,424,000				太田町	980,000			散田区	1,065,000
余喜	酒井町	1,241,000	三ツ屋町			420,000	杉野屋区			1,680,000	
	四柳町	946,000	石野町			494,000	萩市区	710,000			
	大町	1,378,000	深江町			1,086,000	四ヶ村用水	1,100,000			
	金丸出町	1,567,000	次場町	987,000	宝達志水町 計	13,836,000					
	金丸出町	1,567,000	吉崎町	2,322,000							
	下曾祢町	872,000	計	7,132,000	合計	107,806,000					
計	6,004,000	管理運営	9,684,000								

◆邑知湯水土里ネットワークの活動



花の植栽



生き物調査



子供会ゴミ拾い

必ず届け出下さい（自己申告）

●農地転用に転用申請・決済金が必要です。

「土地改良法第42条2項」

- ・農地転用申請と決済金の納付がない限り、土地台帳から賦課面積が削除出来ないのので、毎年賦課金がかかります。
- ・公共事業（道路・河川・建物など）用地として転用された農地についても、転用決済金の納付が必要です。